

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 星医療酸器		コード	7634
提出日	2021/6/9	異動(予定)日	2021/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役・社外監査役の選任議案が承認されたため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	石尾 肇	社外監査役	○		○												有
2	徳田孝司	社外監査役											○				有
3	八木雄一	社外取締役	○												○		有
4	飯塚孝徳	社外取締役	○			○							○			新任	有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	石尾 肇氏は、当社の社外監査役であります。また、大樹生命保険株式会社社外監査役であります。当社と当社との間に特別な関係はございません。石尾公認会計士事務所所長・監査法人MMP Gエーマック代表社員・独立行政法人地域医療推進機構監事・独立行政法人国立病院機構監事ですが、当社との間には特別の利害関係はありません。	石尾 肇氏は、2009年に当社社外監査役に就任しています。公認会計士として、その豊富な経験を活かし、有益な提言をしております。当社の経営の監視を客観的に行い、適切な助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの一層の強化に寄与しています。また、同氏は、当社事業グループのビジョンと事業内容への深い理解に基づき、そこから発生しうるリスク等について事前に予見し、経営陣と忌憚のない議論を交わし、必要な場合には厳しい意見も率直に述べていることから、高い独立性が求められる独立役員として適任であると考えております。当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外監査役に指定しております。
2	徳田孝司氏は、当社の社外監査役であります。徳田孝司氏と当社の間においては、同氏が所属する辻・本郷税理士法人と顧問契約を2013年4月1日付で締結しておりますが、同氏は顧問契約に基づく業務は担当いたしていません。	徳田孝司氏は、2009年に当社社外監査役に就任しています。公認会計士として、その豊富な経験を活かし、有益な提言をしております。当社の経営の監視を客観的に行い、適切な助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの一層の強化に寄与しています。また、同氏は、当社事業グループのビジョンと事業内容への深い理解に基づき、そこから発生しうるリスク等について事前に予見し、経営陣と忌憚のない議論を交わし、必要な場合には厳しい意見も率直に述べております。
3	該当事項はございません。	八木雄一氏は、2020年に当社社外取締役に就任しています。税理士としての豊富な経験、幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として就任をさせていただきました。今後の経営においても有用な意見・助言がさらに期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員及び社外取締役として指定しました。
4	飯塚孝徳氏は、当社社外取締役であります。また、SEホールディングス・アンド・インキュベーション株式会社社外取締役(監査等委員)であります。当社と当社との間に特別な関係はございません。さらに、同氏は飯塚総合法律事務所の社員弁護士であり、当社と同法律事務所と間で法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満及び1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	飯塚孝徳氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として就任をさせていただきました。今後の経営においても有用な意見・助言が期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員及び社外取締役として指定しました。
5		

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。